

第28回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年9月13日（金）午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所 大会議室1号

3 出席委員（21人）

農業委員

1番	埤田	定
2番	熊野	茂公
3番	宮内	昭壽
4番	河村	晴夫
5番	小林	勉
6番	田村	尚利
8番	鬼武	敬子
9番	繁本	武紀
10番	藤本	準一
11番	山本	忠男
12番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番	小田	博
2番	城	俊治
3番	末岡	博
4番	國弘	久男
5番	西村	隆裕
6番	秋山	孝
7番	西岡	正信
8番	弘田	靖
9番	久保田	等
10番	尾崎	敬一

4 欠席委員

農業委員

（1人）

7番 出穂真奈美

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告第2号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第28回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、農業委員7番 出穂 真奈美 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会議事規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、11番 山本 忠男 委員、1番 埴田 定 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定」についてです。今月の申請は、1件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、三井地内の三島出張所の北西約800mに位置する1筆で、地目は田、面積が2,175㎡の自作地です。申請の事由ですが、当該農地は、従前より譲受人が譲渡人より借受、果樹栽培を行ってきました。譲渡人より当該農地を有効的にかつ恒久的に活用してもらえのならばと贈与を申し出があり、安定した農業経営を今後も継続してゆきたいと考えていた譲受人が受諾し、この度申請に至ったものです。

それでは、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後も効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件

は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第 3 号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。続いて第 4 号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第 5 号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である 30 アールは満たしており問題ありません。

続いて第 6 号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第 7 号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 小田 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 小田委員、補足説明をお願いします。

推進 1 番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございせんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第 2 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は 1 件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は広島県福山市に本社を置く太陽光発電事業他を営む法人で、譲渡人は市内に住まいの個人で2名です。

申請のあった土地は、市役所室積出張所の東約1.3kmの大字室積に位置する2筆で、登記地目はいずれも田、面積は合わせて1,234㎡の自作地です。

事業の拡大のため、太陽光発電事業に適した新たな用地を探していた借受人と、当該農地の維持管理に苦慮し処分を検討していた譲渡人の要望が合致し本申請に至ったものです。

譲受人は、隣接する2筆の農地を取得し、ここにパネル面積538.4㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、周囲を簡保の施設や住宅に囲まれた小集団内の農地で、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。」

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、繁本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 繁本委員、補足説明をお願いします。

9 番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。続いて報告をお願いします。

事務局 それでは報告事項 1 号、2 号について一括して説明申し上げます。

まず、報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、3 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局
長専決により受理いたしました。

続いて、報告第 2 号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

報告の件数は 1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、報告書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、受理い
たしました。

説明は以上です。

議長

只今の報告第 1 号及び第 2 号について、質問、意見等がございました
らお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの
で、御了解いただきたいと思います。

以上で第 28 回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和元年 9 月 13 日開催の第 28 回光市農業委員会総会の議
事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印